

令和6年度徳島県タイ誘客拡大業務仕様書

1 業務名

令和6年度徳島県タイ誘客拡大業務

2 目的

タイから徳島県へのインバウンド誘客を促進するためには、本県の認知度向上を図る一般消費者に対する観光 PR とともに、魅力的な旅行商品を増やし、徳島旅行を身近なものとする必要がある。

本事業では、旅行会社の招請とインフルエンサーによる情報発信等の本県の事業を効果的に組み合わせ実施することにより、タイ人の徳島県における宿泊者数を増加させることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（日）まで

4 業務委託内容

下記の各業務については、それぞれの業務が相乗効果を発揮するようにスケジュールや内容を調整し実施すること。

(1) インフルエンサーによる情報発信

ア インフルエンサーの選定、監督等

「阿波とくしま観光大使」等の徳島県とタイにゆかりのある方に加え、訪日旅行を検討する方々に影響力のあるインフルエンサーを1名以上起用し、自然、食、文化などの観光コンテンツを中心にタイ人目線で発信を行うこと。また、インフルエンサーの選定、調整、招聘、滞在支援、活動支援、発信状況についての管理監督を行うこと。

※インフルエンサーの選定においては、フォロワー数やリーチ数のみにとらわれず、訴求コンテンツや、業務との親和性に留意し、提案すること。

イ インフルエンサーの詳細と成果指標の設定

プロフィール、選定意図、過去の発信内容、フォロワー数、フォロワー属性（性別、世代別など）、徳島県での滞在日数、発信内容、想定リーチ数など、プロモーション効果が予想できる指標を可能な限り提案すること。

ウ 招聘時期・内容

招聘するインフルエンサー及び人数、発信回数、時期、内容等については、インフルエンサーの発案も参考として提案すること。但し、夏の阿波おどり、秋の紅葉、桜や祭りなど、時季に応じた発信を提案すること。

エ 旅行博等でのPR手配・準備

徳島県が参加するバンコク日本博2024(8月下旬)、徳島県観光セミナー・交流会(2月上旬予定)において、ステージ等での観光プレゼンテーションを行うとともにブースでのPRを一部サポートすること。プレゼン資料の作成はインフルエンサー及び委託者と協議して行うこと。なお、対応期間は各々1日程度とし、出展業務の受託事業者と調整すること。

オ 留意事項

インフルエンサー招聘時の滞在に係る経費、通訳スタッフの手配などの一切の費用について、関係機関等から請求書が発行された場合、受託者対応すること。

カ 成果物の提供

業務履行過程でインフルエンサーの製作した動画等は、徳島県がプロモーションやセールス活動等において無償で使用できるものとして提供すること。

(2) 旅行会社招請①

ア 徳島県内で1泊以上の宿泊を行う旅行商品造成を目的として、旅行会社の社員招請を実施する。

イ 被招請者

徳島県への送客実績があるなど、新たなコンテンツを組み込んだ商品造成が期待できるタイに所在する旅行会社4社4名以上を選定し、招請すること。

ウ 招請期間、実施時期及び行程

(ア) 招請期間：4泊5日以上

(イ) 実施時期：9月～10月頃

※桜シーズン又はソングランに向けた商品造成することを前提に、日程調整すること。

(ウ) 行程：徳島県の各エリア(東部、南部、西部)でそれぞれ1泊以上すること。徳島ならではの自然や食、文化コンテンツを中心に、観光列車や乗り物などタイ人に人気のコンテンツを組み込むこと。また、行程作成にあたっては地域DMOとも相談し、手配等を依頼する場合は必要経費について対応すること。

エ 移動手段

国内の移動は、事業用自動車(貸切バス、ジャンボタクシー)もしくは公共交通機関を利用すること。ただし、合理的な理由がある場合は、上記以外の移動手段も可能とするが、道路運送法等各種法令を遵守すること。

オ 宿泊、飲食等

(ア) 宿泊施設は1室1名で利用することを基本とする。

(イ) Wi-Fi等のインターネット環境が整備された施設が望ましい。

(ウ) 食事は1日3回分(朝、昼、夕の3食)を提供すること。昼、夕食については、飲物代も含めること。なお、食事の時以外にも毎日飲物を提供すること。

カ 通訳者、添乗員等

(ア) 必要に応じて通訳者を1名手配すること。通訳は可能な限り徳島をはじめ四国に精通した者を手配し、特段の理由がない限り全行程を通して同一人物とすること。

(イ) 添乗員を1名手配すること。(通訳と添乗員は兼務しても良いこととする。)

(ウ) その他、招請実施に必要な手配を行うこと。

(エ) アンケート

a 被招請者に電子アンケートを実施すること。

b アンケートを作成・翻訳・集計・分析・報告しそのデータを提出すること。

(オ) 情報提供等

事前に本事業の趣旨、テーマ等について、被招請者に説明するとともに、視察先の概要、行程等の参加にあたって必要な情報(視察先のパンフレットや資料等を含む)等について、被招請者に提供すること。

(カ) 安全確保・緊急事態等への対応

a 視察時の緊急事態に備えて、トラブルが発生した場合の問題に対処するため、手順及び体制を構築しておくこと。

b 旅行中の事故・治療・救援等の費用、あるいは、第三者に対する損害の費用が発生した場合に備えて、被招請者に旅行保険等をつけること。

c 業務の遂行にあたり、各種法令等を遵守すること。

(キ) 商談機会の提供

招請期間中に徳島県内の事業者と商談を行う時間、場所提供するとともに県内事業者への参加打診等の開催調整を行うこと。県内事業者は訪問する観光事業者や宿泊事業者、DMO等とし、時間は2時間程度とする(開催は公共施設を予定)。

(ク) 商品造成

旅行会社に対し、本招請を踏まえ本県宿泊を含む旅行商品を1社1商品以上造成させ、販売状況について報告すること。

(3) 旅行会社招請②

ア 徳島県内で1泊以上の宿泊を行う旅行商品造成と情報発信を目的として、今後の継続的な商品造成が見込める旅行会社の社員等の招請を実施する。

イ 被招請者

今後の継続的に徳島県を含む商品造成が期待できるタイに所在する旅行会社を選定し、商品造成と情報発信が可能な者を1社2名以上選定し、招請すること。

ウ 招請期間、実施時期及び行程

(ア) 招請期間：4泊5日程度

(イ) 実施時期：第16回FITフェア(11月)、徳島県観光セミナー・交流会(2月上旬予定)時に商品販売することを条件に旅行会社と調整して決定すること。

(ウ) 行程：徳島県の各エリア(東部、南部、西部)でそれぞれ1泊程度すること。宿泊場所、観光スポット等については招請する旅行会社の意向を反映し、旅行商品の造成と情報発信に効果的なものとする。

エ 移動手段

国内の移動は、旅行会社と調整しレンタカー、タクシーもしくは公共交通機関を利用すること。ただし、合理的な理由がある場合は、上記以外の移動手段も可能とするが、道路運送法等各種法令を遵守すること。

オ 宿泊、飲食等

(ア) 宿泊施設は1室1名で利用することを基本とする。

(イ) Wi-Fi等のインターネット環境が整備された施設が望ましい。

(ウ) 食事は1日3回分(朝、昼、夕の3食)を提供すること。

昼、夕食については、飲物代も含めること。なお、食事の時以外にも毎日飲物を提供すること。

カ 通訳者、添乗員等

(ア) 必要に応じて通訳者及び添乗員を手配すること。通訳は可能な限り徳島をはじめ四国に精通した者を手配し、特段の理由がない限り全行程を通して同一人物とすること。

(通訳と添乗員は兼務しても良いこととする。)

(イ) その他、招請実施に必要な手配を行うこと。

(ウ) 情報提供等

事前に本事業の趣旨、テーマ等について、被招請者に説明するとともに、視察先の概要、行程等の参加にあたって必要な情報(視察先のパンフレットや資料等を含む)等について、被招請者に提供すること。また、招請する旅行会社から宿泊施設や観光地の印象や商品造成における必要点などをヒアリングし、行程等に反映すること。

(エ) 安全確保・緊急事態等への対応

a 視察時の緊急事態に備えて、トラブルが発生した場合の問題に対処するため、手順及び体制を構築しておくこと。

b 旅行中の事故・治療・救援等の費用、あるいは、第三者に対する損害の費用が発生した場合に備えて、被招請者に旅行保険等をつけること。

c 業務の遂行にあたり、各種法令等を遵守すること。

(オ) 商品造成

旅行会社に対し、本招請を踏まえ本県宿泊を含む旅行商品を3商品以上造成させ、販売、情報発信状況について報告すること。

(4) 事業の成果把握

以下の成果指標(KPI)に対する成果把握をすること。

(ア) インフルエンサーによる情報発信

上記のとおり、発信回数、想定リーチ数等を設定ください。

※少なくとも四季で4回以上の取材と発信を複数名で行うこと。

(イ) 旅行会社招請①

○アウトプット成果指標

- ・招請人数 4社4名以上
- ・商談会実施 1回以上

○アウトカム成果指標

- ・新規ツアー造成数 4本以上
- ・販売実績10,000千円以上
- ・アンケート調査結果

(ウ) 旅行会社招請②

○アウトプット成果指標

- ・招請人数 1社2名以上
- ・情報発信 3回以上

○アウトカム成果指標

- ・ツアー造成数 3本以上
- ・販売実績5,000千円以上

(5) その他

予算の範囲内で、当事業を通じたタイから本県への誘客に効果的な情報発信の企画があれば併せて提案すること。

5 業務実施報告書の作成

令和6年度中に実施した事業の内容、事業成果、タイ市場に対して翌年度以降に徳島県が行うべきプロモーションについての提言及び記録写真を含めた業務実施報告書を提出すること。なお、写真については、データ形式で納品し、徳島県に対し納品データの使用权を認めること。

ア 提出期限

令和7年3月31日(月)

イ 提出先

郵便番号 770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化政策課インバウンド推進担当

電話 088-621-2337

メール kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

ウ 規格、部数

A4版カラー冊子1部及び電子媒体

6 その他

事業の実施に当たっては、徳島県と事前に十分協議を行いながら事業を進めるものとし、受託者提案からの修正もあり得る。

また、作業方針、内容等に疑義が生じた場合には、その都度協議した上で、その指示に従うものとする。さらに、徳島県は業務実施中に随時報告を求めることができることとする。

【参考スケジュール】

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
インフルエンサー	バンコク日本博		適宜取材招請			観光セミナー		
旅行会社招請①		招請時期調整			販売		販売	
旅行会社招請②		招請時期調整		販売			販売	

以上